

いざという時のためにAEDの操作方法を身に付けましょう



～一人でも多くの心臓突然死を減らすために～

心臓突然死とは、心臓の収縮運動に異常が生じ、脳を含む全身に血液を送りだすことができず、死に至ってしまう病気です。

心臓突然死を減らすためには、その場に居合わせた人が救急車が来るまでの間、心肺蘇生法およびAEDによる電気ショックを実施する必要があります。この特集のお問い合わせは、警防課番459-7804へ。

救急車が到着するまでの平均時間は10分（令和5年）

心臓突然死となる原因の多くは「心室細動」と呼ばれる重篤な不整脈です。心臓が正常な動きをすると全身に血液を送り出し、話したり身体を動かしたりすることができますが、心室細動を発症すると、心臓は震えている状態となり、全身に血液を送り出すことができず、数秒で意識がなくなり、数分で脳をはじめとした全身の細胞が死んでしまいます。

心臓の震えを取り除くことができる唯一の方法がAEDによる電気ショックです。電気

ショックが1分遅れるごとに救命率が約10%ずつ低下するため、1秒でも早くその場に居合わせた人が心肺蘇生法およびAEDによる電気ショックを実施することが救命率の向上に繋がります。

Live 119映像通報システム

スマートフォンを活用して通常の119番通報に映像を加えることで、より正確な情報をリアルタイムに伝えることができるサービスです。

119番通報の際、消防指令員が現場の様子を映像で確認したい時、Live 119を利用した映像伝送のご協力をお願いすること

があります。なお、映像通信にかかる通信料金は通報者側にかかりますので、ご理解とご協力をお願いします（通信料金は、ご契約の通信会社やプランによって異なります）。操作方法などの詳細は右のコードから。



市内のAED設置場所はこちらから

AEDは市内の小・中学校や公共施設などに設置されています。設置場所は右のコードから。



AEDの操作方法

突然倒れた人や反応がない人を発見したらすぐに119番通報し、普段通りの呼吸をしていない時は、心肺蘇生法を実施します。その後、AEDを活用します。



①電源を入れる AEDにはいろいろな種類があり、操作者が自ら電源を入れるタイプや蓋を開けると自動で電源が入るタイプがあります。

②電極パッドを胸に貼る 電極パッドを保護シートからはがし、イラストに記載されているとおり、胸に貼ります。

③心電図の解析 電極パッドを胸に貼ると自動で心電図を解析するため、傷病者から離れます。

④ショックボタンを押す 電気ショックが必要な時は「ショックが必要です」などの音声メッセージが流れるため、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押します。電気ショック後は直ちに心肺蘇生法を継続します。



■電気ショックの必要がなかった場合

電極パッドを貼り電気ショックの必要がなかった場合は「ショックは不要です」などの音声メッセージが流れるため、電極パッドをはがさず、直ちに心肺蘇生法を実施します。AEDは2分ごとに心電図を解析しますので、AEDの音声メッセージに従ってください。

■電極パッドを貼る際の注意点

①傷病者の胸が濡れている場合 胸が濡れているときは、タオルなどで水分を拭き取ってから、貼ります。

②胸に貼り薬がある場合 貼り薬をはがして、肌に残った薬剤を拭き取ってから貼ります。

③医療機器が胸に植込まれている場合 機器（皮膚が盛り上がり、下に固いものが触れる）を避けて貼ります。

④下着が邪魔をする場合 下着をずらして貼ります。その際、できる限り人目にさらさないよう配慮しましょう。

未就学児に対するAED

未就学児用の電極パッドが入っている場合は、それを使用します。AED本体に未就学児用モードに切り替えるスイッチが付いている場合は、

未就学児用モードに切り替えます。未就学児用の電極パッドがなく、また、未就学児用モードに切り替えることができない場合は、小学生～大人用電極パッドを使用します。その際、電極パッド同士が接触しないようにします。

オートショックAED

電気ショックが必要と解析した場合に、ショックボタンを押さなくても自動的に電気ショックが行われる機種です。傷病者から離れるように音声メッセージが流れ、カウントダウンまたはブザーの後に自動的に電気が流れます。この場合も音声メッセージなどに従って傷病者から離れる必要があります。

救命講習会を受けてみませんか

本市消防本部では、心肺蘇生法およびAEDの操作方法に関する救命講習会を定期的に実施しています。いざという時のために受講をお願いします。詳しくは、
▲救命講習会
右のコードから。



春休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんのが温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しましょう。

不審者に出会ったときの対応は、「いかのおすし」を合い言葉に「いかない・のらない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる。」を合い言葉に、危険から身を守る力を育てましょう。また、すぐに110番をしてください。

不審者情報を配信しています。青少年センターでは、やちよ情報メールと市LINE公式アカウントにて、子どもに対する声掛けはじめとした不審者情報を配信しています。ご登録のうえ、お住まいの地域の防犯に役立ててください。登録は、市ホームページからお願いします。

配信の際には、学校から被害児童生徒の保護者に配信の意思、警察への通報状況、配信内容などを確認してから配信しています。また、声掛けなどの事案の場合、被害児童生徒・はつきりームページからお願いします。

自転車の運転中における「ながらスマホ」は禁止 6年11月から、スマートフォンなどを手に保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。違反した場合、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金となります。その内、交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。自転車

▼規格 バナーのサイズ 縦60ピクセル×横150ピクセル／データの量 20キロバイト以内／データ形式 GIF、JP EGまたはPNG形式（動画は不可）▼掲載料 1か月2万円
▼申し込み 市が委託する広告代理店に申し込み
【市ホームページ】トップページの下部に掲載。
【市ホームページ】043(202)8600
（広報広聴課）421-6704

広報やちよに掲載する有料広告と市ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。いずれも、広告の原稿や電子データなどの作成に係る費用は自己負担です。掲載できる広告は、八千代市有料広告取扱要綱および八千代市広告掲載基準に基づくものです。要綱と基準は、市ホームページページに掲載しています。

【広報やちよ】広報やちよ4・5ページの下部に掲載。
▼規格 1枠で使用する場合：縦75mm×横118mm、2枠合わせて使用する場合：縦75mm×横240mm。配色はカラーハイ（シアン、マゼンダ、イエロー、ブラック）▼申し込み・問い合わせ 株式会社サンケイいちば企画／千葉市中央区中央4-13袖ヶ浦ビル043(202)8600
合せ株式会社サンケイいちば企画／千葉市中央区中央4-13袖ヶ浦ビル043(202)8600
（広報広聴課）421-6704

広報やちよや市ホームページに広告を掲載しませんか